

第 21 号

平成 24 年度 徳島県 病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成24年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	830床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	214,985人
	外	来	297,920人
(3) 1 日 平 均 患 者 数			
	入	院	589人
	外	来	1,216人
(4) 主要な建設改良事業			
	病院増改築工事費		2,909,433千円
	医療器械及び備品購入費		3,520,869千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益			17,388,527千円
第 1 項 医 業 収 益			15,553,929千円
第 2 項 医 業 外 収 益			1,834,598千円
	支	出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用			18,802,316千円
第 1 項 医 業 費 用			17,978,992千円

第2項 医 業 外 費 用 487,668千円

第3項 特 別 損 失 335,656千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額665,493千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,120千円及び過年度分損益勘定留保資金660,373千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 10,602,846千円

第1項 企 業 債 4,377,000千円

第2項 負 担 金 453,846千円

第3項 他会計からの借入金 3,900,000千円

第4項 補 助 金 1,872,000千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 11,268,339千円

第1項 建 設 改 良 費 6,430,302千円

第2項 企 業 債 償 還 金 674,960千円

第3項 他会計からの借入金償還金 4,163,077千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
海部病院改築事業基本設計・実施設計委託契約	平成25年度	102,278千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業	千円 4,321,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
借換債	56,000			
計	4,377,000			

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

9,948,196千円

（たな卸資産の購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,150,000千円と定める。

平成24年2月23日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 22 号

平成 24 年度 徳 島 県 電 気 事 業 会 計 予 算

(総則)

第 1 条 平成24年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------|-------------------|-------------|
| (1) 供給電力量 | 324,000,000 k W h | |
| (2) 建設改良工事 | 既設設備改良工事 | 1,788,990千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款 事 業	収 益	2,606,251千円
第 1 項 営 業	収 益	2,565,718千円
第 2 項 財 務	収 益	31,570千円
第 3 項 事 業 外	収 益	8,663千円
第 4 項 特 別	利 益	300千円
支		出
第 1 款 事 業	費 用	2,365,858千円
第 1 項 営 業	費 用	2,348,554千円
第 2 項 財 務	費 用	14千円
第 3 項 事 業 外	費 用	13,290千円
第 4 項 特 別	損 失	1,000千円
第 5 項 予 備	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,016,974千円は、過年度分消費税及び地方消費

税資本的収支調整額41,048千円, 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84,977千円, 建設改良積立金788,400千円及び過年度分損益勘定留保資金1,102,549千円で補てんするものとする。)

収	入
第1款 資本的収入	286,955千円
第1項 固定資産売却代	4,432千円
第2項 他会計長期貸付金返還金	282,523千円
支	出
第1款 資本的支出	2,303,929千円
第1項 建設改良費	1,788,990千円
第2項 投資	514,939千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は, 1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については, これらの経費の金額を, これらの経費のうち他の経費の金額に, 若しくはこれら以外の経費の金額に流用し, 又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は, 議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	857,375千円
(2) 交際費	124千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は, 10,000千円と定める。

平成24年2月23日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 23 号

平成24年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	33	吉野川北岸工業用水道	23
		阿南工業用水道	10
(2) 年間総給水量	65,524,800m ³	吉野川北岸工業用水道	38,697,300m ³
		阿南工業用水道	26,827,500m ³
(3) 1日平均給水量	179,520m ³	吉野川北岸工業用水道	106,020m ³
		阿南工業用水道	73,500m ³
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	552,190千円
		阿南工業用水道改良工事	153,970千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	1,068,595千円
第1項 営業	収	益	1,062,876千円
第2項 営業外	収	益	5,719千円
	支	出	
第1款 事業	費	用	936,396千円
第1項 営業	費	用	851,657千円
第2項 営業外	費	用	84,739千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額812,353千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32,182千円及び過年度分損益勘定留保資金780,171千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	143,830千円
第1項 固定資産売却代	331千円
第2項 その他収入	143,499千円
支 出	
第1款 資本的支出	956,183千円
第1項 建設改良費	706,160千円
第2項 企業債償還金	248,523千円
第3項 国庫補助金返還金	1,500千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道集中監視制御システム改好事業工事請負契約	平成25年度	257,410千円
阿南工業用水道受電設備改好事業工事請負契約	平成25年度	108,944千円

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	210,199千円
-----------	-----------

(2) 交 際 費

17千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成24年2月23日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 24 号

平成24年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 2,923千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益 9,788千円

第1項 営業収益 7,740千円

第2項 営業外収益 2,048千円

支 出

第1款 事業費用 4,685千円

第1項 営業費用 4,684千円

第2項 営業外費用 1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入 33,077千円

第1項 他会計長期貸付金返還金 33,077千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

平成 24 年 2 月 23 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 25 号

平成24年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------|----------|---------|
| (1) 収 容 台 数 | 525台 | |
| (2) 建 設 改 良 工 事 | 既設設備改良工事 | 5,500千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事 業 収 益		83,724千円
第1項 営 業 収 益		83,033千円
第2項 営 業 外 収 益		691千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		78,552千円
第1項 営 業 費 用		76,541千円
第2項 営 業 外 費 用		2,011千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額24,710千円は、過年度分損益勘定留保資金24,710千円で補てんするものとする。)

支 出		
第1款 資 本 的 支 出		24,710千円
第1項 建 設 改 良 費		5,500千円
第2項 企 業 債 償 還 金		19,210千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成24年2月23日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門